

いじめ防止基本方針（令和7年3月改訂）

土浦市立下高津小学校

I いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは（いじめの定義）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法第2条

上記の考えのもと、本校では全ての職員が「いじめはどの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5点をあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、さまざまな手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、全職員が一致団結して問題解決にあたる。
- ⑤ 家庭や地域、関係機関と連携して問題解決にあたる。

II いじめの未然防止のための取り組み

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせ、児童が自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には、命の大切さについて学ぶとともに、「いじめは絶対に許されない」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。また、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも、「傍観者」としていじめに加担していることを十分に理解させる。

1 いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

(1) いじめゼロを目指した児童会活動を推進する。

◇以下のスローガンのもと、様々な活動を行う。

㊦すけあう ㊧けがえのない仲間が ㊨ながる たかつっ子

- ・「㊦すけあう」とは、相手の立場になって考え、思いやりをもって行動すること
- ・「㊧けがえのない」とは、一人一人の良さを認め合うことや命を大切にすること
- ・「㊨ながる」とは、関わり合いや結びつきを大切にし、それを継続するということ

①あいさつ運動

②いじめ防止集会

（いじめ防止スローガンづくり（各学級）、いじめ防止オンライン動画視聴（各学級））

③下小いじめゼロ宣言の活動を推進する。（いじめゼロ宣言の頭文字からキャラクターを作成）

㊦るぐちを言わない ㊦すけあう ㊩ようじきに ㊪さしく ㊫もちを伝える

㊬っしょに遊ぶ ㊭っとなかよく

(2) 情報モラルに関する授業を推進する。

- ・ICT支援員をT2に招き、chromebookの安全な使い方、情報モラルに関する授業を行う。
- ・日頃から行い、情報モラルに関する指導を行い、インターネット上でのトラブルを未然に防ぐ。

2 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

(1) 一人一人が活躍できる場の保障

基本的な生活習慣の定着を図り、規律正しい態度で活動できる児童の育成が、教育活動を支える基盤になるという立場に立ち、以下の活動を推進する。

- ・縦割り班活動（異学年交流）の充実
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・児童が主体的に取り組む学習活動の展開

(2) より良い人間関係づくり

- ・居場所づくりや絆づくりを推し進め、互いに認め合える人間関係や学校風土を児童自らがつくり出せるようにする。
 - ・ソーシャルスキルトレーニングや構成的エンカウンター等の実施
 - ・スクールカウンセラーの活用
- (3) 道徳教育の充実
- ・道徳の授業を通して、児童の自己有用感を高める。
 - ・全教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育む。

3 保護者や地域への働きかけをする。

- (1) 学校により、HPによる定期的な情報発信
- (2) 担任と保護者との連携による児童の生活の様子の共有
- (3) 家庭への情報モラルに関するチラシの配付や学年により、長期休業中のしおりでの情報発信

Ⅲ いじめの早期発見・早期解決に向けての取り組み

1 いじめの早期発見のために、さまざまな手段を講じる。

- (1) 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の些細な変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。

＜些細な変化に気づくための具体策＞

ア 学級経営の充実

- ・生徒指導の実践上の4つの視点を取り入れた学習・生活指導。
- ・出席（健康観察）をとるときに、一人一人の顔を見て声を聞く。
- ・学級日誌の記述から観察する。
- ・家庭学習ノート（日記など）の活用。
- ・養護教諭との情報交換。
- ・保護者との連携。
- ・登校や下校指導の際に地域に出向き、児童の様子を見る。
- ・退勤前、出勤後の教室、下駄箱、トイレの点検。

イ 教育相談活動の充実

- ・スクールカウンセラーによる面談。
- ・担任との個別相談の実施。

ウ アンケートからの情報収集

- ・児童対象の生活アンケート（毎月（記名式）、うち、6月、11月、2月は面談実施、）
- ・児童および保護者対象による学校評価アンケート（児童：記名式、保護者：記名式）

エ 看護当番による校内巡回

- ・看護当番が、校舎内や校舎外を巡視し、いじめにつながるようないたずらをいち早く発見し対応する。

オ つちまる相談室によるSOSを出せる環境整備

- ・高学年を対象につちまる相談室を開設。
- ・生徒指導主事、教務、教頭が毎日確認し、いじめの早期発見等に生かす。

- (2) おかしいと感じた児童がいる場合、学年会や生徒指導部委員会等の場において情報を共有し、より多くの目で当該児童を見守る。情報は、生徒指導時系列で共有する。
- (3) 様子が気になる児童には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談で当該児童から悩み等を聞き、問題の解決を図る。
- (4) 「アンケート」（記名式）を実施し、全員もしくは必要に応じて教育相談を行う。
- (5) 日頃から情報モラルに関する指導を行い、インターネット上でのトラブルを未然に防ぐ。
- (6) 休校や学級閉鎖期間のリモート学習でも、コミュニケーションを図り、児童の心のケアを図る。

2 いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、全職員が一致団結して問題解決にあたる。

- (1) いじめ問題（疑いを含む）を発見したときは、学級担任だけで抱え込むことなく、いじめ対策委員会を開き対応を協議するなど、組織で解決にあたる。
- (2) 情報収集を綿密に行い、事実を確認したうえで、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対して、毅然とした態度で指導にあたる。
いじめを受けた児童が安心して教育を受けられると認めたときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講じる。

いじめられている児童を守り通すことを第一とし、その児童が安心して教育を受けられるよう、双方の保護者と連携を図りながら、必要に応じていじめを行った児童を一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

- (3) 傍観者の立場にいる児童にも、いじめていると同様であるということを指導する。
- (4) 学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力して解決にあたる。例えば、ネット上のいじめなど学校単独での対応が困難場合や、犯罪行為として取り扱ういじめについては、教育委員会及び警察署等外部の専門機関と連携して対処する。
- (5) いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭、スクールカウンセラーとの連携をとりながら、指導を行っていく。
- (6) いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

3 家庭や地域、関係機関と連携して問題解決にあたる。

- (1) いじめ問題（疑いも含む）が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友人関係についての情報を集めて指導に生かす。決して学校だけで問題解決を図るようなことはしない。
- (2) 学校や家庭に相談しにくい状況であれば、「こどもホットライン」等のいじめ問題の相談窓口の利用も検討する。

4 重大事態（疑いも含む）への対応

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月 文部科学省）」にもとづいて、以下のような手順で対応する。

- (1) 重大事態（疑いも含む）が生じた場合、速やかに教育委員会に報告する。
- (2) 教育委員会との協議のうえ、学校又は教育委員会が主体となって調査を行う第三者委員会を設置する。
- (3) 上記組織を中心に、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童及びその保護者に、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

IV いじめ問題に取り組むための校内組織

1 「生徒指導部員会」

月1回、問題傾向を有する児童や問題行動について情報を交換し、いじめ問題等の早期発見に繋げる。
《構 成 員》 校長，教頭，教務，生徒指導主事，生徒指導部員（各学年・特別支援から各1名）

2 「いじめ対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行う。定例会を学期に1回程度実施する。必要に応じて行うこととする。

《構 成 員》 校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，学年主任，養護教諭，当該学級担任
（※臨時的メンバーとして，スクールカウンセラー）

《活動内容》 ・ アンケート調査並びに教育相談に関すること
・ いじめ防止に関すること
・ いじめ事案の対応に関すること

V 年間計画

	学 校 行 事	いじめの対応策
4月	新任式・前期始業式・入学式・家庭確認	いじめ防止基本方針の伝達（児童・保護者） 生徒指導提要、COCOLOプランの研修 学校生活アンケート
5月	家庭確認 SOSの出し方教育	学校生活アンケート iチェック（土浦市標準テスト内）
6月	クリーン作戦・避難訓練・授業参観	学校生活アンケート・教育面談（全員）
7月	個別面談 ※7月までにネット安全教室実施 （ICT担当と連携）	学校生活アンケート いじめ対策委員会
8月		
9月	クリーン作戦 人権教育（命の安全教育） スクールロイヤーによる出前授業（予定）	夏休み明けアンケート
10月	前期終業式・後期始業式・避難訓練	学校生活アンケート
11月	スポーツフェスティバル 薬物乱用防止（非行防止）教育 個別面談（希望）	学校生活アンケート・教育相談（全員）
12月		学校生活アンケート・いじめ対策委員会
1月	県学力診断テスト	学校評価アンケート（児童・保護者） 学校生活アンケート
2月	授業参観	学校生活アンケート・教育相談（全員）
3月	6年生を送る会・卒業式・修了式	学校生活アンケート いじめ対策委員会

いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

